



自動実装部品の包装－
第 2 部：ラジアルリード線端子部品の
連続テープによる包装

JIS C 0806-2 : 2024

(IEC 60286-2 : 2022)

(JSA)

令和 6 年 8 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	渋谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	日本電信電話株式会社
	山 田 誠	大阪公立大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.2.20 改正：令和 6.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会
(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 寸法及び要求事項	3
4.1 一般	3
4.2 座標系	3
4.3 リード線端子部品のテーピング寸法	4
4.4 部品及び送り穴の間隔 (P , P_0 , P_1 , P_2 及び D_0)	7
4.5 テーピングした部品のリード線端子の要求事項	7
4.6 テーピングした部品の最大許容ずれ量 (Δh , Δp 及び ΔP_1)	8
4.7 中空端子付き部品に対する要求事項	8
5 テーピングの要求事項	9
5.1 テーピング寸法	9
5.2 テーピングした部品の極性方向及び整列方向に関する要求事項	9
5.3 テープの接着力及び部品の引抜き強度	9
5.4 テープの継合せ	9
5.5 テープのリーダ部及びトレーラ部	10
6 テープ材料の要求事項	10
6.1 テープの破断強度	10
6.2 テープの材料	10
6.3 押さえテープ	11
7 包装	11
7.1 一般事項	11
7.2 リールの寸法	11
7.3 つづら折り包装箱の最大外形寸法	13
7.4 部品欠落数	13
7.5 表示	15
8 リサイクル	15
附属書 A (規定) 2 本のリード線端子部品のテーピングの寸法	16
附属書 B (規定) 3 本のリード線端子部品のテーピングの寸法	24
参考文献	28
解 説	29

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0806-2:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 0806 規格群（自動実装部品の包装）は、次に示す部で構成する。

JIS C 0806-1 第 1 部：アキシタルリード線端子部品の連続テープによる包装

JIS C 0806-2 第 2 部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装

JIS C 0806-3 第 3 部：表面実装用部品の連続テープによる包装

JIS C 0806-6 第 6 部：表面実装部品用バルクケースによるパッケージング

JIS C 0806-301 第 301 部：表面実装部品テーピングのカバーテープ引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法

自動実装部品の包装—第 2 部： ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装

Packaging of components for automatic handling— Part 2: Tape packaging of components with unidirectional leads on continuous tapes

序文

この規格は、2022 年に第 5 版として発行された **IEC 60286-2** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、2 本以上のラジアルリード線端子をもつ電子機器用部品のテープによる包装について規定する。この規格は、ラジアルリード線端子部品のテープで固定するのに必要な寸法及び許容差を規定する。この包装は、通常、部品のリード線端子をテープで固定する方式である。

この規格は、自動実装、リード線端子成形、挿入などを行う装置のテーピングに関する要求事項及び上記の目的で用いる部品のテーピングに必要な寸法に限定して規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60286-2:2022, Packaging of components for automatic handling — Part 2: Tape packaging of components with unidirectional leads on continuous tapes (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

包装 (packaging)